

広島市告示（佐伯）第 29 号

令和 7 年 4 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 243 条の 2 の規定に基づき、広島市石内福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 委託を受けた者
広島市西区南観音八丁目 10 番 28 号
三栄パブリックサービス株式会社
代表取締役 戸 林 英 行
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 3 月 14 日
- 3 委託した期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日